

長崎県及び同県所在の市町村等向け入札談合等関与行為防止法等講習会
の開催について

令和元年12月4日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組が極めて重要であることから、公正取引委員会は、これまで、発注機関向け講習会を開催するとともに、発注機関が実施する職員向け講習会に講師を派遣して、入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法に関する説明等を行ってきています。

このたび、この取組の一環として、下記のとおり、発注機関向け講習会を開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和元年12月11日（水） 13:30～15:00
- 2 場 所 長崎県勤労福祉会館 4階 第2・第3中会議室
長崎市桜町9-6
- 3 議 事 次 第 (1) 入札談合の防止に向けて
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～
(2) 質疑応答
- 4 参加予定者 長崎県及び同県所在の市町村等の職員（事前登録制）

※ 本講習会は、カメラ撮影（冒頭のみ）及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては、講習会前日までに、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所 経済取引指導官 電話 092-431-5882（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

【平成30年度の講習会の実施状況】

公正取引委員会の担当部署	講習会	
	公取委主催	講師派遣
本局	6回	80回
北海道事務所	9回	11回
東北事務所	2回	39回
中部事務所	2回	49回
近畿中国四国事務所	3回	36回
近畿中国四国事務所中国支所	2回	19回
近畿中国四国事務所四国支所	2回	19回
九州事務所	4回	43回
内閣府沖縄公正取引室	4回	3回
小計	34回	299回
合計	333回	